# ―会計監査の信頼性確保のために―

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

# 目 次

I. はじめに		1
Ⅱ. 会計監査の信頼性確保のための取組み		2
<ul><li>1. 監査法人のマネジメントの強化</li><li>(1) 監査法人のガバナンス・コード</li><li>(2) 大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整</li></ul>		4
2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実 (1)企業による会計監査に関する開示の充実 (2)会計監査の内容等に関する情報提供の充実	!	5
3. 企業不正を見抜く力の向上 (1)会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の (2)不正リスクに着眼した監査の実施	発揮	
4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック (1) 監査人の独立性の確保 (2) 当局の検査・監督態勢の強化 (3) 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化	10	0
5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備 (1)企業の会計監査に関するガバナンスの強化 (2)実効的な内部統制の確保 (3)監査における IT の活用 (4) その他		2 3 3
皿. おわりに	1!	5

## 会計監査の在り方に関する懇談会メンバー

## (平成28年3月8日現在)

	氏	名	現	職
座長	脇田	良一	名古屋経済大学大学院教授 明治学院大学名誉教授	
メンバー	引頭	麻 実	㈱大和総研常務執行役員	
	倉 貫	浩 一	読売新聞東京本社論説委員	
	斎 藤	静 樹	東京大学名誉教授	
	関	哲夫	(株)みずほフィナンシャルグル	一プ取締役
	初川	浩 司	公認会計士	
	八田	進二	青山学院大学大学院教授	
	森	公 高	日本公認会計士協会会長	

〔50音順、敬称略〕

#### I. はじめに

資本市場の信頼性を確保し、成長資金が供給されるようにしていくためには、企業が財務情報を適正に開示することが必要である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指すうえでも、自らの財務状況を的確に把握し、株主・投資家等と共有することが不可欠である。

会計監査は、このような企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、これを日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

このため、公認会計士法第1条においては、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」ことが規定されている。

これまで、関係者においては、会計監査の充実に向けて累次の取組みが行われてきた。しかしながら、最近の不正会計事案などを契機として、 改めて会計監査の信頼性が問われている。

このような状況のもと、昨年10月に「会計監査の在り方に関する懇談会」(以下「懇談会」という)が設置され、会計監査をとりまく環境の変化や最近の不正会計事案の要因等を踏まえ、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みについて、幅広く議論を行ってきた。

本提言は、懇談会における会計監査の信頼性確保のための取組みについての議論を取りまとめ、公表することとしたものである。

## Ⅱ. 会計監査の信頼性確保のための取組み

会計監査の充実に向けた累次の取組みを通じ、会計監査を実施するための規制・基準は相当程度整備されてきた。しかしながら、最近の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われる状況に至っている。

こうした背景には、

- これらの規制・基準が監査の現場に十分に定着していない、
- ・こうした規制・基準を定着させるための態勢が監査法人や企業等において十分に整備されていない、
- ・そのような態勢整備がなされているかを外部から適切にチェックできる枠組みが十分に確立されていない、

といった要因があるのではないかと考えられる。

また、不正会計問題への対応に際しては、いたずらに規制・基準を強化するのではなく、その費用と便益を検証しつつ、問題の本質に焦点を当てた対応を取るべきである。

このような観点から、会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取組みは、以下の5つの柱に整理される。

- (1) 監査法人のマネジメントの強化
- (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- (3)企業不正を見抜く力の向上
- (4)「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- (5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

その具体的な施策の内容は以下のとおりである。

#### 1. 監査法人のマネジメントの強化

最近の不正会計事案においては、大手監査法人の監査の品質管理体制が形式的には整備されていたものの、組織として監査の品質を確保するためのより高い視点からのマネジメントが有効に機能しておらず、これ

により、

- ・監査の現場やそれを支える監査法人組織において職業的懐疑心が十分 発揮されていなかった、
- 当局の指摘事項を踏まえた改善策が組織全体に徹底されていなかった、
- ・監査品質の確保に重点を置いた人事配置・評価が行われていなかった、などの問題が生じていたことが指摘されている。また、他の大手監査法人についても、当局の検査等において、マネジメントの不備が監査の品質確保に問題を生じさせている原因として指摘されているところである。

監査法人は5人以上の公認会計士を含む者の出資により設立され、出資者である各社員(パートナー)が経営に直接に関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することを基本としている。一方、現実には、大手上場企業を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手上場企業やこれに類する大企業(以下「大手上場企業等」という)の監査の大部分を担う大手監査法人は人員が数千人を超える規模、それに続く準大手監査法人でも百人を超える規模となっている。

経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つであると考えられる。

このため、とりわけ大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人を 念頭に、その運営について明確な権限と責任を定めた実効的なガバナンスを確立し、組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる必要 がある。併せて、このような組織的な運営の状況を外部からチェックで きるようにするとともに、組織的な運営が有効に機能している監査法人が評価されるようにするため、監査法人の運営の透明性を向上させることが必要である。

また、国内の監査市場においては、大手の4監査法人が上場時価総額ベースで9割以上の上場企業の監査を担っており、このような監査市場の寡占化が、企業、特に大手上場企業を中心とする大企業による監査法人の選択の余地を狭めていること、また、このような寡占が品質向上に向けた競争を阻害している懸念があることも指摘されている。このため、大手上場企業等の監査を担う能力を有する監査法人を増やしていくための環境整備に取り組む必要がある。

## (1) 監査法人のガバナンス・コード

大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人において実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させていくための取組みを進めるにあたっては、こうした大規模な組織の運営において確保されるべき原則(プリンシプル)がまずもって確認されていることが必要であると考えられる。

一方、実際のガバナンスやマネジメントの形態は、各法人の規模や特性等に応じて、違いが出てくることも考えられることから、組織的な運営の形態について一律のルールを定めて対応することは適当でなく、各監査法人がプリンシプルの実現に向け、創意工夫を行いながら対応をとることができるような仕組みを考えていくことが望ましい。

イギリス及びオランダにおいては、このような考え方に立ち、監査法人の組織的な運営について、ルールベースではなく、プリンシプルベースの「監査法人のガバナンス・コード」(以下「コード」という)が導入され、このようなコードのもと、各監査法人が、それぞれにガバナンスを確立しマネジメントを機能させることができるようにするとともに、組織運営についての透明性を確保するための開示等を充実させることで、その実効性を確保する取組みが行われている。

こうした例を参考に、我が国においても、監査法人の組織的な運営の ためのプリンシプルを確立し、各法人に対して、当該プリンシプルを実 現するための自律的・実効的な対応を求めるべきである。その際、各法 人による組織運営の状況についての開示を充実させることにより、その 実効性を確保し、監査法人の切磋琢磨を促していくことが重要である。

コードの具体的な内容としては、大手上場企業等の監査を担う一定規模以上の監査法人への適用を念頭に置きつつ、例えば、職業的懐疑心の発揮を促すための経営陣によるリーダーシップの発揮、運営・監督態勢の構築とその明確化、人材啓発、人事配置・評価の実施等について規定することが考えられる。その詳細については、我が国の監査法人を取り巻く環境や課題に照らしつつ、金融庁のリーダーシップの下、幅広い意見を参考にしながら早急に検討が進められていくべきである。

## (2) 大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整備

コードの導入によって、準大手監査法人等、大手監査法人以外の監査 法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有 効に機能させるとともに、その実施状況を市場参加者や当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につながっていくことが考えられる。これにより、より多くの監査法人が大手上場企業等の監査を担えるようになることが期待される。

また、当局と大手・準大手監査法人等との間で協議会等の継続的な対話の場を設け、大手上場企業等の会計監査をめぐる課題等について問題意識の共有を図り、監査業務の水準を向上させていくことも、大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やしていくための環境整備につながるものと考えられる。

## 2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

企業の株主は、会計監査の最終的な受益者であり、株主総会において、 監査人の選解任を最終的に決定する役割を担っている。

このような株主の判断が適切に行われるためには、監査役会・監査委員会・監査等委員会(以下「監査役会等」という)による監査人の評価を含め、株主に必要な情報提供が行われることが前提となる。諸外国においてもこのような観点から様々な取組みが行われており、我が国においても、企業、監査法人、当局のそれぞれにおいて、会計監査に関する情報の株主等への提供の充実に取り組み、会計監査の透明性向上に努めるべきである。

会計監査の透明性の向上を通じて、企業の株主によって監査人の評価が適正に行われるようになり、高品質と認められる会計監査を提供する監査法人等が評価され、企業がそのような評価に基づいて監査を依頼するようになることが期待される。これにより、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、そのような監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等を通じて、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていく好循環が確立されることが望まれる。

## (1)企業による会計監査に関する開示の充実

会計監査の透明性向上による好循環を実現していくためには、まず、 企業が適正な監査の確保に向けて監査人とどのような取組みを行って いるか、監査役会等が監査人をどのように評価しているか等について、 株主に対して適切に情報提供することが必要である。こうした観点か ら、有価証券報告書等における会計監査に関する開示の内容を充実させるべきである。

また、例えば、監査人の独立性を評価するにあたっては、当該監査 人がその企業の監査に従事してきた期間などは重要な情報であり、こ うした情報を有価証券報告書等に記載することを検討すべきである。

## (2)会計監査の内容等に関する情報提供の充実

会計監査の透明性を向上させるためには、企業側からの情報提供に加え、監査法人等が積極的にその運営状況や個別の会計監査等について情報提供していくべきである。また、当局等においても情報提供の充実に努めるべきである。

#### ① 監査法人等のガバナンス情報の開示

株主等が監査法人等を適正に評価するためには、監査法人等が、 その運営状況等の情報を適切に提供することも必要である。イギリ スやオランダでは、監査法人等の運営状況等について株主・投資家 等に情報提供するための報告書の公表が求められており、コードに おいて、監査法人のガバナンス情報等についても、当該報告書に盛 り込むことが求められている。

適正に会計監査が評価されるよう、我が国においても、監査法人がそのガバナンスの状況や会計監査の品質確保のための取組み等について開示・説明することを求めるべきである。

## ② 監査報告書の透明化等

現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、例えばイギリスでは、会計監査の透明性を高めるため、財務諸表の適正性についての表明に加え、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載する制度が導入されている。EU も本年から同様の制度を導入する予定であり、アメリカにおいても、導入に向けた検討が進められている。

このような、いわば「監査報告書の透明化」について、株主等に

対する情報提供を充実させる観点から、我が国においても検討を進めるべきである。<sup>1</sup>

#### ③ 監査人の交代時における開示の在り方

監査人の交代の理由・経緯、例えば会計処理に関して企業と監査人との意見の不一致等があったかどうか、は株主や投資家にとって極めて重要な情報である。このため、監査人の交代の理由等は、企業が臨時報告書で開示することが求められており、対象となった監査法人等の意見も同報告書における企業の開示を通じて記載されることとなっている。しかしながら、臨時報告書による開示については、企業による説明の内容が表層的・定型的となっており、株主等の十分な参考になっておらず、監査法人等からも具体的な意見が出しにくいケースがある、との指摘がある。

このため、監査人の交代の理由等の開示について、株主等にとってより有用な情報の提供を確保することが必要である。したがって、監査人の交代の理由等についてより充実した開示を求めるとともに、例えば、日本公認会計士協会(以下「協会」という)において、監査法人等が交代の理由等に関して適時意見を述べる開示制度を設けるなど、開示の主体やその内容などについて、改めて検討がなされるべきである。こうした取組みは監査人の独立性の確保にも資するものと期待される。

### ④ 当局による会計監査に関する情報提供の充実

このほか、公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という)によるモニタリング活動の成果を、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するような形で整理して公表する(「モニタリングレポート」)ことが適当であると考えられる。<sup>2</sup>

<sup>1</sup> このほか、会計監査の透明性を向上させる観点からは、アメリカを中心に、監査の品質を測定する指標(Audit Quality Indicators)の策定に向けた取組みも進んでいる。このような指標をめぐっては、共通の基準に基づく客観的な監査品質の評価を可能とすることが期待される一方、そのような指標の実現可能性や指標を念頭に業務を行う形式主義への懸念なども示されているところである。このため、まずは諸外国における指標をめぐる動向等をフォローしていくことが考えられる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 協会の品質管理レビューの成果についても、同様の公表を行うことが適当であると考えられる。

#### 3. 企業不正を見抜く力の向上

最近の不正会計事案においては、

- ・製造原価がマイナスとなる異常値を監査チームの担当者が認識したに も関わらず、更なる検証や上司への連絡を行わなかった、
- ・製造工程における多額の原価の調整について企業側から説明を受け、 一方の工程の仕訳について確認しながら、当然必要となるもう一方の 工程の仕訳を確認しなかった、
- ・工事進行基準が適用される事案について、経営者が使用した重要な仮 定の合理性や見積りの不確実性に関して当然行うべき検証を行わなか った、

など、会計士個人として、また組織として、企業不正を見抜く力が欠如していたことが指摘されている。

このような事態の再発を防ぐため、企業不正を見抜く能力と、不正の端緒を発見した際に経営者等と対峙して臆することなく意見を述べることができる気概を有する会計士を、どう育成し、確保するかが大きな課題である。また、会計士個人の力量の向上と同時に、監査法人等が組織として企業不正に適切に対応できるよう、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントのもとに、しっかりとした監査の態勢を整備することが不可欠である。

## (1)会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮

会計士個人の不正を見抜く能力を向上させ、不正の端緒を発見した際に経営者等と対峙できる気概を養っていくため、各監査法人等において、監査チーム内でのやり取りや上司による監査調書の査閲・指導を通じた監査の現場での訓練(OJT)を改めて強化していくことが重要である。

また、個々の会計士が初めて企業不正に直面する際に、その不正を見逃すことのないよう、教育研修を通じて、過去の不正の実例やその発見に至る端緒、必要な対応等についての理解を深めることも必要である。このほか、各監査法人等において、関連する資格の取得や企業への出向等の慫慂等、会計士の力量向上のための幅広い取組みが検討されるべきである。

監査の現場において企業不正に適切に対応するためには、会計士個人の力量の向上に加え、会計士による職業的懐疑心の発揮を確保するための、組織としての態勢整備が必要である。例えば、監査チームの構成にあたり、監査先企業のビジネスモデルや想定されるリスク等を踏まえて個々の会計士の能力・経験を適切に組み合わせる、また、適切な審査体制を構築するなどの対応が必要である。

## (2) 不正リスクに着眼した監査の実施

冒頭で述べたとおり、会計監査の充実に向けた累次の取組みを通じ、 監査基準や品質管理基準、不正リスク対応基準等、会計監査を実施す るための規制・基準は相当程度整備されてきた。しかしながら、これ らの規制・基準をしっかりと現場にまで定着させ、不正リスクに対応 した適切な監査を確保するための態勢が十分整備されていないことが 問題とされている。

したがって、監査法人等には、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させることにより、これらの基準等の実施を徹底させ、不正について特段の注意を払うとともに、不正リスクに着眼した適切な監査手続を確保することが求められる。

## 4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

監査業務は個別性・専門性が高く、企業の機密情報の取扱いを伴うことから、時に「ブラックボックス」とも言われるように、その過程や結果の適正性を外部からチェックすることが困難である。その結果、特に企業と監査人の関係が長期間にわたる場合、監査人の独立性が損なわれたり、職業的懐疑心の発揮が鈍らされたりすることとなり、適正な会計監査が確保できないおそれがある。

最近の不正会計事案においても、長期間にわたって同じ企業やその子会社の監査を担当した者が監査チームの中心となっていたことにより、企業側の説明や提出資料に対して職業的懐疑心に基づく検証が十分に実施できなかったことが、不正会計を見逃した一因として指摘されている。

適正な職業的懐疑心の発揮を促し、会計監査の品質・信頼性を確保するためには、監査人の独立性の確保を徹底することや、当局や協会といった独立した「第三者」による監査の品質チェックの実効性を向上させることが不可欠である。

#### (1) 監査法人の独立性の確保

監査法人の独立性の確保を徹底する観点から、EUでは、監査法人を一定期間毎に強制的に交代させるローテーション制度の導入が決定されており3、我が国においても有効な選択肢の一つであると考えられる。

他方、監査法人のローテーション制度については、監査人の知識・経験の蓄積が中断されることにより監査品質が低下するおそれがある、あるいは、大手監査法人の数が限られている監査市場の現状を踏まえると、当該制度の円滑な導入・実施は現時点では困難であるとの指摘もある。

このため、まずは諸外国の最近の動向も踏まえつつ、我が国における監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリットや、制度を導入した際に実効性を確保するための方策等について、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきである。

また、監査人の独立性を確保するため、監査チーム全体のローテーションを義務付けるべきといった議論がある。これについては監査法人のローテーションと同様、監査人の知識・経験の蓄積が中断され、監査の品質が低下するおそれがあるとの指摘に加え、同一法人内でローテーションを行うことにどこまで効果があるのか疑問視する見方等もあることを踏まえ、検討することが必要である。

## (2) 当局の検査・監督態勢の強化

## ① 検査

審査会の大手監査法人に対する検査の頻度は、現状、2年に1度 であることから、機動的な検査や必要なフォローアップが実施でき ていないのではないかとの指摘がある。

<sup>3</sup> 上場企業等に対して、一定期間毎に監査法人等を交代させる義務を課す EU の規則 (レギュレーション) が平成 26 年 6 月に発効し、本年 6 月から適用される予定となっている。上場企業等に対する同一の監査法人等による監査期間は最長 10 年とされており、公開入札や共同監査を実施する場合は、より長い監査期間が許容されている。一度交代した監査法人等が再び監査人となるには、4年間のインターバルが必要とされる。

実際にも、大手監査法人を中心に、審査会の指摘事項に対する改善策がガバナンスやマネジメント上の問題から監査の現場まで徹底されず、同様の指摘を繰り返し受けるケースが見られる。このため、大手監査法人に対する検査の頻度を上げ、コードの実施状況にも依拠しながら、根本原因であるガバナンスやマネジメントの状況の検証を含むフォローアップを強化するなど、検査の適時性・実効性を向上させるべきである。その際、協会との適切な役割分担を図りつつ、全体として監査の品質のチェックの実効性を向上させる必要がある。

#### ② 監督

大手監査法人等について、ガバナンスやマネジメントの在り方が 課題とされていることを踏まえれば、金融庁による監督においても、 大手監査法人等に対しては、従来の個別の監査証明の適正性を確保 するための監督にとどまらず、適正な会計監査の実施を確保するた めのガバナンスが確立されているか、マネジメントが有効に機能し ているかなど、問題の背後にある根本原因等にもより着目した監督 を行うことで、その実効性向上を図っていく必要がある。こうした 観点から、監督の枠組みについて検証し、必要があれば見直しを行 うべきである。

## (3) 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化

公認会計士は、高い専門性を有する職業専門家として、企業の財務 書類の監査証明を行う独占的な地位を与えられている。このようにし て行われる会計監査が社会の信頼を確保していくためには、適正な会 計監査の確保のため、会計士が自らその行動を厳しく律することが不 可欠である。この意味で協会の自主規制機関としての役割は極めて重 く、最近の不正会計事案の発生も踏まえ、自主規制機能の強化に真摯 に取り組んでいく必要がある。

まず、協会の品質管理レビューによる監査の品質チェックについては、形式的なチェックに留まっているのではないか、また、監査法人等のリスクに応じた適切なリソース配分ができていないのではないかとの指摘がある。このため、レビューを各法人等のリスクに応じたより深度あるものとするなどの見直しを行うべきである。加えて、上場会社監査事務所登録制度についても、監査法人等が上場企業を監査するのに十分な能力・態勢を有していることが担保されるよう、厳格な

運用に努めるべきである。

このほか、協会による教育研修についても、企業不正の発見・防止 や企業との対話等に係る能力の向上により重点を置いた見直しを行う べきである。

#### 5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

最近の不正会計事案においては、上場企業のガバナンスや内部統制は 形式的には整備されていたものの、経営トップが当期利益至上主義のも とで予算の達成や実績見込みの上積みを強く求めたのに対し、内部統制 が機能せず、監査委員会等もその監査機能を発揮できなかったことが指 摘されている。

財務報告に係る内部統制を適切に整備し、適正な財務諸表を作成する責任は企業にある。このため、企業の会計監査に関するガバナンスの強化や実効的な内部統制の確立が、適正な会計監査の確保のために不可欠である。また、高品質な会計監査を実施するためには、IT の活用にも努めることが必要である。

## (1)企業の会計監査に関するガバナンスの強化

最近の不正会計事案においては、不正会計に関与していた元 CFO(最高財務責任者)が監査委員長に就任していた以外に、財務・経理に関する適切な知見を有する監査委員が存在しなかったことにより、監査委員会が独立性・客観性を確保できず、監査機能を適正に発揮できなかったことが、不正会計を発見できなかった一因として挙げられている。また、企業の側から監査人に対して十分な情報提供を行う態勢が整備されていなかったこと、内部通報制度が機能しなかったことも不正会計が発見できなかった要因として指摘されている。

不正会計の端緒を早期に発見し、これを防止するためには、各上場企業が、財務・経理に関して適切な知見を有する社外監査役等を選任するなど、監査役会等の独立性・客観性・実効性を高める必要がある。この点に関して、監査等委員会設置会社への移行は、監査役会等の独立性を高める観点から有効な対応の1つであるとの意見があった。

また、監査役会等及び取締役会において、十分な監査時間や監査人から経営陣幹部へのアクセス、監査人と企業との十分な連携等を確保

するための適切な態勢整備に取り組むことが求められる。

内部通報制度については、その窓口の存在を周知徹底するとともに、 通報者が安心して意見を言える制度とするため、例えば、社外取締役・ 社外監査役を内部通報のレポートラインとするなどの取組みが求めら れる。

更に、監査人の報酬については、監査役会等の同意のもとで取締役会が決定する仕組みとなっているが、監査人の独立性の確保を図る観点から、監査報酬の決定の在り方については、引き続き幅広い観点から検討されることが望ましい。

#### (2) 実効的な内部統制の確保

最近の不正会計事案においては、経営トップの不正によって、当該企業の内部統制が機能不全に陥っていたことが指摘されている。我が国の内部統制報告制度については、制度実施のためのコスト負担が過大とならないようにするための方策を講じつつ、内部統制の実効性確保に努めてきたところである。

こうした考え方は引き続き維持されていくべきものと考えるが、例えば経営者の姿勢や取締役会等のガバナンス機能に関して実態を踏まえた具体的な評価の実施が徹底できているかなど、内部統制報告制度の運用状況については必要な検証を行い、制度運用の実効性確保を図っていくべきである。

## (3) 監査における IT の活用

企業活動の国際化、複雑化が進展する中、取引等をより網羅的にチェックし、問題をより効果的に抽出していくため、各国の監査法人等を中心に、IT を活用した会計監査の手法に関する調査・研究が進められている。協会においても、IT を利用した監査の動向について研究を行っているところである。4

4 このほか、例えば国際監査・保証基準審議会(IAASB)においては、昨年、監査におけるITの活用に関するワーキンググループが立ち上げられ、具体的な活用事例や

おける IT の活用に関するワーキンググループが立ち上げられ、具体的な活用事例や、 監査手続に与える影響について調査を実施している。

監査の現場におけるITの活用が、業務の効率化や深度ある監査に繋がっていくことが期待される。また、電子化された監査調書等を有効に活用することにより、査閲や審査の高度化・効率化も期待される。

より多くの監査法人等においてITの有効な活用に向けた検討が進められ、リスクに応じたより深度ある会計監査の実施が可能となるよう、協会が積極的な役割を果たして、監査におけるITの効果的な活用に向けた取組みを進めていくことが期待される。

#### (4) その他

適切な資質・力量を備えた会計士を育成・確保する観点からは、引き続き公認会計士資格の魅力の向上に取り組むとともに、公認会計士試験制度や実務補習等の在り方についても、継続的に検討を行っていくことが重要である。

## Ⅲ. おわりに

以上が、会計監査の信頼性確保に向けた対応についての懇談会による 提言である。会計監査に関わる関係者がこれらの提言の実現に取り組む ことにより、

- ・監査法人等が実効的なガバナンスのもとで有効にマネジメントを機能 させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する、
- ・企業やその株主が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監 査法人等に監査を依頼するようになる、
- ・このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化 や、高品質な会計監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人 等の監査報酬の向上等につながる、

好循環が生まれることが期待される。このような好循環が確立されることにより、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていくことが望まれる。

さらに、このような監査の品質と透明性の向上に伴い、大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人の厚みが増し、大手上場企業等やその株主が、適切な評価のもとに、より幅広い選択肢のなかから、監査法人を選ぶことができるようになっていくことも期待される。

提言のうち、関係者において直ちに実施可能なものについては、速やかに実施に向けた作業が進められることを期待するとともに、懇談会としてもその進捗をフォローしていく。また、提言のうち、更なる調査・分析を必要とするものについては、関係者において速やかに調査等が行われることを求めたい。懇談会としても、調査等の結果を踏まえ、必要に応じて更なる検討を行っていく。

会計監査の在り方をめぐっては、なお様々な議論が行われているところである。懇談会としても、会計監査が資本市場を支える欠くことのできないインフラとしての役割を適切に果たしていく観点から、関係者による前向きな議論が引き続き行われることを期待するとともに、こうした議論を注視し、会計監査の在り方について、必要に応じて更なる検討を加えていくこととしたい。